五　回送自動車に固定された容器にあっては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ～ト　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の外観検査）

第四十二条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の漏えい試験）

第四十三条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一～三　（略）

（継目なし容器の外観検査）

第四十五条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（継目なし容器の漏えい試験）

第四十六条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査）

第四十八条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

五　回送自動車に装置した容器にあっては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ～ト　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の外観検査）

第四十二条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の漏えい試験）

第四十三条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～三　（略）

（継目なし容器の外観検査）

第四十五条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（継目なし容器の漏えい試験）

第四十六条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査）

第四十八条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第四十九条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験・保冷性能試験）

第五十条　容器の断熱性能試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。

一～四　（略）

五　試験に合格しなかった容器は、修理又は調整して再び試験を行うことができるものとする。

2　容器の保冷性能試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。ただし、容器は、試験時に外槽表面が露出されており、水平に固定される容器に限る。なお、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一　試験に用いるガスは、液化天然ガスとする。

二　容器の外槽表面との表面温度の比較を行う際の基準となる片（以下この項において「基準片」という。）及び基準片の表面温度測定点並びに容器の外槽表面温度測定点は、次に定めるものであること。

イ　基準片及び基準片の表面温度測定点は、次のとおりとする。

(イ)　基準片の材質は、オーステナイト系ステンレス鋼とし、表面は無塗装とする。

(ロ)　基準片の寸法は、縦三百ミリメートル、横三百ミリメートル、厚さ三ミリメートル程度とする。

(ハ)　基準片は、その表面温度測定点が容器の外槽表面温度測定点から一メートル以内かつ同じ高さとなるよう設置する。

(ニ)　基準片の表面温度測定点は、板幅の中央部とする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第四十九条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験）

第五十条　容器の断熱性能試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。

一～四　（略）

五　試験に適合しなかった容器は、断熱装置を修理又は改造して再検査を行うことができるものとする。

（新設）